

令和2年度第1回畜産部会における会長発言

「令和3年度畜産物価格及び畜産をめぐる情勢に対する意見」については、酪農乳業の基本的な課題として、新たな「酪肉近代化基本方針」の検証、コロナ禍の下での当面の需給問題への対応、そして来年夏の需給対応も含めた都府県酪農生産基盤の強化に関する意見を提出しました。今回は、畜産物価格に関する説明資料も踏まえ、3点、追加で意見を申し上げたいと思います。

1 新たな生乳流通制度の検証

1点目は新たな生乳流通制度の検証についての意見です。

昨年の酪肉近代化基本方針に係る議論において、生産者側委員の皆様などから、いわゆる「いいとこ取り」の問題を含め、新たな生乳流通制度の運用について検証すべきとの意見が多数ありました。一方、規制改革推進会議においても、「改正畜産経営安定法」に基づく生乳流通改革のフォローアップが予定されているとの報道がなされています。

平成28年度の当畜産部会において、規制改革推進会議で議論された生乳流通制度のあり方は、多くの点で「酪肉近代化基本方針」の内容と重複しているのではないかと議論がありました。その上で、規制改革推進会議における議論は、当畜産部会における検討事項とも密接に関連しているため、酪農乳業に関する専門知識を有する委員が多数参画している当畜産部会との連携を図り、議論が進められるべきであるとの意見が多数あったと記憶しています。

このため、規制改革推進会議において、改正畜安法に基づく生乳流通改革のフォローアップを行うに当たっては、是非、当畜産部会との連携を図りつつ対応していただくようお願い申し上げます。

また、議論の中心となっている「いいとこ取り」については、生産者の公平性の確保等に配慮すべきとする国会決議の趣旨を踏まえ、例えば、本年3月～6月半ばまでの学乳休止期間の危機的な状況下において、生乳廃棄の回避に向けて努力した指定団体・全国連と主要乳業者の連携による対応と、新たに制度の対象となった事業者の対応を比較すること等により、検証していただくのが適切ではないかと考えるところです。

2 2021年度の乳製品輸入数量枠の抑制

2点目は、2021年度の乳製品輸入枠についての意見です。

新型コロナウイルス感染症という不測の事態の影響により、牛乳乳製品の需給状況は、長年続いた不足基調から緩和傾向に転じつつあるものとみられます。このことは、本年度の乳製品の輸入枠について、脱脂粉乳は当初の 4,000 トンから 750 トンへと引き下げられ、バターも 20,000 トンから 14,000 トンへと引き下げられたことからわかります。

2021 年度においては、生乳生産は安定的に回復傾向が続くと見込まれる中で、乳製品の需要については、乳業者として販売拡大努力は行なうものの、新型コロナウイルスの影響から完全に回復することは見込み難い状況となっています。

このため、2021 年度の乳製品の輸入枠の決定に当たっては、牛乳乳製品の需給状況を慎重に見極め、抑制的に決定していただくようお願い申し上げます。

3 後継牛の安定的確保

3 点目は、後継牛の安定的確保についての意見です。

2019 年度の四半期ごとの人工授精頭数に占める黒毛和種授精の割合をみると、乳用牛価格の低下を反映して、過去最高水準の 35%~38% 台で推移しています。このことを反映して、乳用種雌牛の生産頭数は、2020 年 5 月以降、前年を大きく下回って推移しています(対前年同月比 91~98% 台)。

後継牛の確保には、交配から 3 年程度の時間を要するため、2 点目の需給状況の問題とは時間軸の長さが相当に異なることに留意願います。このままでは、これらの後継牛が生産を開始する 2022 年度頃から、生乳生産量の回復基調にブレーキがかかりはじめることとなるため、改めて後継牛が安定的に確保できる体制が構築されるよう、ご指導・ご支援願います。

以上です。